

で社債募集に着手し之を發行した。従て六月一日市参事會開會せらるゝや俄然問題沈澱し否決を見るに至つた。

大正十五年四月ガス會社は五千五百萬圓の増資を求め市會ほ之を平穩の裡に可決し、會社は一億圓の大資本を擁する大會社となつた。其他大正十五年瓦斯供給條件の改定に關する市會の議決によりて「瓦斯供給ニ要スル瓦斯導管、引込コックハ會社ノ負擔トス但シ引込管(専用又ハ共用)及屋外管ヲ通算シテ一需要者ニ付十二米ヲ超過スル部分屋内外管並機械、器具類ハ需者ノ負擔トス、瓦斯メーターハ會社ノ負擔ヲ以テ取付ケ需者者ハ従前ノ通り一定ノ使用料ヲ支拂フモノトス」との條件が定められた。

更に先きに大正十三年ガス會社の市に請願したる報償契約の改訂「年九分の配當制限を一分に引上ぐる事、瓦斯の導管及取付工事費は會社負擔とすとのを廢し、需者者の負擔とすること」に關する議案は幸にして昭和二年二月否決せられた。

二、東京市の瓦斯會社に對する値下要求

東京市會は普通選舉によりて新市會議員を迎へて新鮮なる空氣に満たされ、第一回の市参事會に於て参事會員島中雄三氏の瓦斯料金の値下要求に關する質問に端を發し、四月十日の市會は瓦斯料金の値下要求を通過した。依て船田東京市長代理は同月十八日東京瓦斯株式會社常務取締役鈴木實彦氏を訪ひ、左の五ヶ條の理由の下に瓦斯料金の値下を要求した。

一 炭價はさきに値上げをした大正八年に比し著しく下落してゐる。

東京市會の要求は「東京市の瓦斯料金は市民の利益を保護するものであつて、獨り鈴木常務の放言に依て容易く之を擧げし得るものではない。

昭和四年四月二十四日堀切新市長就任するや、直に前助役の瓦斯會社に對する値下要求を承繼し、ガス會社に對して強硬に主張することを聲明した。之に對してガス會社は五月十日市會を開き市の要求を協議し、之に回答することになつてゐるが、果して如何なる回答をなすや問題は紛糾を重ねるものと想像せられる。

三、ガス値下運動とその理由

昭和四年四月二十八日、東京市本所公會堂に開催せられた市民大會に於て瓦斯料金の値下期同盟が創成せられ、一、ガス料金の値下、計量器使用料、引込設備料の撤廢、二、増資反對、三、ガス事業の公營化の目的に向て猛烈なる市民運動が起されて居る。

また婦人團體は生活改善のためガス値下運動を開始し、東京市民の輿論はガス料金の値下に集中し、燃ゆるが如き攻撃の矢はガス會社に向て放たれて居る。

今ガス料金の値下の理由としてあげられて居るものを見るに次の如くである。

一、増資反對

東京瓦斯株式會社は昭和四年四月二十六日株主總會を開いて、一億圓の増資を決議すると共に、五十萬圓の重役功勞金を可決したのである。

る。しかもガス原料の主なるものは石炭だから其の値が下ればガス料金を引き上げるのは至當である。ことに契約趣旨にもその事が明記されてゐるにもかゝらはずいまだ實現されてゐない。

二 ガスの副産物の利用價值が最近非常に増加しその収入は増加してゐるやうに思ふ、この點からも値下の餘地は十分ある。會社としても考慮されたい。

三 支出方面においてより節約をはかる餘地なきや、重役賞與など近年非常に多額に上つてゐる。その他人件費、機械器具費消耗費、經常支出等に於て節約をはかる餘地十分ありと信ず。

四 需要が増加し大氣生産となつてゐるので單價引下げは經濟原則からも當然のことと思はれる。六大都市と比較するも東京ガスの供給は他都市と比較にならぬ程多い。こゝにも値下の餘地あり。

五 震災の打撃はガス會社は比較的少なかつた。それは地下埋設物だから打撃は他の地上物件に比し非常に少なかつた。現にガス會社では震災後一期だけ配當を二分減じたばかりでその後は九米の配當を續けてゐる。かつ獨占事業だから他の事業に比し非常に有利な條件を與へてゐる。この邊にも値下げの餘地ありと信ず。

然るに鈴木常務は瓦斯は慈善事業ではないから値下することを得ない。炭價の低落は理由とならぬ。ガス副産物は價値が低落してゐるから儲からぬ。經費の節約は出来ぬ。震災の打撃は甚だしいと云ふが如き理由の下に東京市の要求を反駁して居る。然しながら東京瓦斯株式會社が

る。その理由は「東京市の瓦斯料金は市民の利益を保護するものであつて、獨り鈴木常務の放言に依て容易く之を擧げし得るものではない。

昭和四年四月二十八日、東京市本所公會堂に開催せられた市民大會に於て瓦斯料金の値下期同盟が創成せられ、一、ガス料金の値下、計量器使用料、引込設備料の撤廢、二、増資反對、三、ガス事業の公營化の目的に向て猛烈なる市民運動が起されて居る。

また婦人團體は生活改善のためガス値下運動を開始し、東京市民の輿論はガス料金の値下に集中し、燃ゆるが如き攻撃の矢はガス會社に向て放たれて居る。

今ガス料金の値下の理由としてあげられて居るものを見るに次の如くである。

一、増資は株主に約二千萬圓のプレミアムを與ふるもので、徒に株主を利するに過ぎないと言はれて居る。現在ガス會社の五十萬圓の舊株式は一株六十五圓位であるが、拂込との差十五圓の六割即ち九圓が新株式の權利と見られ、黙て居ても舊株主に對し一株九圓宛のプレミアムが附加せられ、二百萬株に對し千八百萬圓のプレミアムが株主に大株主に與へられる。現在五十萬圓の株の市價は一株六十五圓であるが、金解禁風説前に於ては七十圓近くの價を持ち、少なくとも